

訪問看護料金表：介護保険

訪問看護料（R6年6月～）

*利用料金は以下の計算で算出します

介護保険内：（基本単位）

（単位数＋加算）×地域区分10.7円×利用者負担（1～3割）

サービス内容	(要介護)	(介護予防)	備考
看護師による訪問			*20分未満の利用は週に1回以上20分以上の訪問を行っている場合に算定します。 *准看護師が訪問した場合は所定単位数の90/100を乗じた単位数で算定します。*計画外の緊急訪問を行った場合は所定の時間に応じた単位を算定。なお緊急時訪問看護加算の対象者に対してはひと月のうち2回目以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。
20分未満	314単位	303単位	
30分未満	471単位	451単位	
30分以上60分未満	823単位	794単位	
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1090単位	
理学療法士等による訪問			*1週間に6回を限度に算定します。*1日につき2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。*理学療法士等の訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させると位置づけられています。
1回（20分）	294単位	284単位	
早朝・夜間加算 基本単位の25%増			早朝(6～8時) 夜間(18～22時)
深夜加算 基本単位の50%増			深夜(22～6時)
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位		24時間連絡体制と計画外の緊急訪問も必要に応じて行う体制に対する加算です。
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位		
特別管理加算Ⅰ	500単位		*在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態
特別管理加算Ⅱ	250単位		*在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること
専門管理加算	250単位		専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合にします。
長時間訪問看護加算	300単位		*長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超える場合に、1時間以上1時間30分未満の料金に加算がつきます。 *複数名訪問看護加算は、同時に複数の看護師等により訪問した場合に所定の料金に加算されます。 (Ⅰ) 同時に看護師等との訪問 (Ⅱ) 同時に看護補助者との訪問
複数名訪問看護加算(Ⅰ) 30分未満	254単位		
30分以上	402単位		
複数名訪問看護加算(Ⅱ) 30分未満	201単位		
30分以上	317単位		
退院時共同指導加算	600単位		
初回加算(Ⅰ)	350単位		退院した日に初回の訪問看護を行った場合に加算されます。
初回加算(Ⅱ)	300単位		初回の訪問看護を行った場合に加算されます。
ターミナルケア加算(介護予防対象外)	2500単位		在宅で亡くなったご利用者の亡くなった日及び亡くなる14日前に2日以上ターミナルケアを行った場合に加算されます。
看護・介護職員連携強化加算(介護予防対象外)	250単位		痰の吸引等の業務を円滑に行うための支援が可能である事業所に加算されます。
看護体制強化加算Ⅰ	550単位		在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応の強化ができる体制をとっている事業所に対する加算です。
看護体制強化加算Ⅱ	200単位		
看護体制強化加算(介護予防)	100単位		
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6単位		厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして届け出した事業所に対する加算です。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位		
(定期巡回と連携)Ⅰ・Ⅱ	50単位・25単位		
口腔連携強化加算	50単位		職員が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及びケアマネージャーへ評価結果の情報提供を行った場合に加算されます。

* = より下の部分の加算については、対象となるご利用者へ個別に説明させていただきます。